

徳島県告示第二百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

那賀町

二 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

三 成果の名称

那賀町築ノ上の地籍図及び地籍簿（築ノ上三地区）

四 調査を行った地域

那賀郡那賀町築ノ上、雄及び延野の各一部（築ノ上三地区）

五 認証年月日

令和六年五月十六日